香芝市議会の議決すべき事件を定める条例を制定することについて

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例を次のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

提出者

香芝市議会議員

川田裕

中山武彦

賛成者

香芝市議会議員

河 杉 博 之

小 西 高 吉

下 村 佳 史

上田井 良 二

中 谷 一 輝

芦 髙 清 友

木 下 充 啓

真鍋 亜 樹

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項 の規定に基づき、議会の議決すべき事件について必要な事項を定めるものと する。

(議決すべき事件)

- 第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
  - (1) 市の総合計画の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止 に関すること。
  - (2) 市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向(法令により市長 その他の執行機関が策定することとされているもの及び特定の地域を対象 とするものを除く。)又は執行について定める計画のうち、その期間が5 年以上のものの策定、変更又は廃止に関すること。

(議決事項)

- 第3条 前条第1号に係る議決事件は、総合計画基本構想及び基本計画とする。
- 2 前条第2号に係る議決事件は、次のとおりとする。
  - (1) 計画の基本理念、基本方針及び執行計画その他基本となる事項
  - (2) 計画の実施に係る政策及び施策(執行計画を含む。)並びにこれらの目標に関する事項
  - (3) 計画の期間に関する事項

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例の廃止)
- 2 香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例(令和2年条例第1号)は、 廃止する。